(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業に係る利用料を補助することについて、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児の子どもを対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち、市長が別表に定める基準を満たすと判断するもので、次に掲げる施設等ではないものかつ学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する施設であるもの。
    - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
    - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
    - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
    - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等(子育てのための施設等利用給付(法第30条の2)を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。)
  - (2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16に掲げる費用)の類ではないもの。
  - (3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児
    - ア 子どものための教育・保育給付(法第11条)を受けている者
    - イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者
    - ウ 企業主導型保育事業(法第59条の2)を利用している者
  - (4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(様式第2号)により、申請を却下したときは、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を 受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

- 第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。 (給付基準額)
- 第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

- 第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、長岡京市小学校就学前の子どもを 対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、 市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。
- 2 対象施設等は市長が定める日までに、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業対象幼児の在籍名簿(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、長岡京市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児 の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、長岡京市小学校就学前の子どもを

対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消し に係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は 一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた 対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

- 第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から必要があると認めるときは、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施することができる。
- 2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

		基準の内容
1.	集団活動に従事	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね
	する者の数	20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上
		であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2.	集団活動に従事	集団活動に従事する者の概ね3分の1(集団活動に従事する者が2人
	する者の資格	の施設等にあっては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教
		育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状を
		いう。)を有する者、保育士、看護師(准看護師含む。)の資格を有す
		る者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252
		条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の
		中核市又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第
		1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県
		知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県
		知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含
		む。) その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者(1日の利用幼
		児の数が5人以下の施設等に限る。) であること。
3.	設備(有する場	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調
	合)	理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わな
		い場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手
		洗設備を含む。)があること。
		(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m²以上であるこ
		と。
		(3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4.	非常災害に対す	[建物がある場合]
	る措置	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられてい
		ること。
		(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓
		練を実施すること。
		(3) 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和25年法律
		第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第
		9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火
		建築物とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火 建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する
		設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な 対策をとること。

	項目	基準の内容
5.	集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を
		工夫すること。
		(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施しているこ
		と。
6.	給食(給食を提	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮し
	供する場合に限	た食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
	る。)	
7.	健康管理・安全	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、
	確保	幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を
		行うこと。
8.	利用者への情報	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情
	提供	報提供を行うこと。
9.	備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10.	会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
		(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。
		(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要
		な会計事実を明瞭に表示すること。
		(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法に
		ついては、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しな
		いこと。

長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書

=======================================	<del></del>	
<b>⊟</b> .  ₩	京市長	宛
100 mil	# 111 TV	√A17

(申請者)						
所 在	地	:				
法人(施	設)名	; :				
代表者	・職名	:				
代表者・氏	名/名庫	前:				

長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき、対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1. 設置者・施設等に関する事項

設置主体	□ 法人 □ 準学校法人 □ その他法人 □ 法人以外 □ 個人	□ 宗教法人	□ 一般財団法人	□ 社団法人
設置者名				
設置者の 所在地・連絡先	⊤ TEL:	メール	アト`レス:	
代表者	職名:	氏名/:	名前:	
施設等の名称				
施設等の 所在地・連絡先	〒 TEL:	メールフ	アト`レス:	
施設等の管理者	職名:	氏名/:	名前:	
事業開始年月日		-	-	

## 2. 運営に関する事項

(1) 開園	(盟校	曜日	問題	. 盟校1	TU	ス曜日	1全て)	١
<b>、   /   ++       </b>	( I <del>III</del> I/I' V	/ LIMES			/ L V	. (2) INEE 1		

月曜日	火曜日	□ 水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	E

<sup>※</sup> 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園(開校)曜日を記入

## (2)開園(開校)期間

## 週/年間

※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園(開校)期間を記入

#### (3) 開園(開校) 時間 ※24時間表記で記入

曜日	開園(開校)時間	曜日	開園(開校)時間
月曜日	~	金曜日	~
火曜日	~	土曜日	~
水曜日	~	日曜日	~
木曜日	~		

- ※ 施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開園(開校)時間を記入
- ※ 開園(開校)していない場合は「なし」と記入

## (4)利用定員と現員

(

## 年5月1日現在)※申請日が属する年度

			満3歳児	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	合計
利用知	定員		名	名	名	名	0 名
	うち	長岡京 市	名	名	名	名	0 名
現	うち	市	名	名	名	名	0 名
員	うち	市	名	名	名	名	0 名
	うち	市	名	名	名	名	0 名
現員	合計(A)		0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
無元	うち	長岡京 市	名	名	名	名	0 名
無償化対象者	うち	市	名	名	名	名	0 名
対象な	うち	市	名	名	名	名	0 名
者 <sup>り</sup>	うち	市	名	名	名	名	0 名
無償	化対象者	合計(B)	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
·/ 左:	ムブレルナ	经件旧租日中司	1(仕事)を佐己 添石	ナナファレ		(B)/(A)-	#DIV/01 %

※ 年齢ごとに在籍幼児現員内訳(付表)を作成し添付すること

(B)/(A) = #DIV/0! %

- ※ 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入
- ※ 満3歳児と3歳児の区別が無い場合は3歳児欄に記入
- ※ 現員に対する、現員のうち無償化対象者の割合が概ね50%を上回る施設は対象施設等とはならないことに留意。

## (5)利用料金等

#### ① 利用料(保育料)年額 ※ 申請日が属する年度および前3か年の計4か年

		利用料(保育料)年額								
	満3歳児	満3歳児 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス								
年度	円	円	円	円						
年度	円	円	円	円						
年度	円	円	円	円						
年度	円	円	円	円						

利用料の徴収回数 年間 回

## ② 利用料以外の徴収料金 ※申請日が属する年度

総額	入園料	教材費	給食費	行事費
	円	円	円	円
0 円	通園送迎費	費	費	費
	円	円	円	円

(6)職員の配置	(	年5月1日時点)※申請日が属する年度	
当施設の就業規則等で気	こめる常勤職員	員の1か月あたりの勤務時間数 	—— ——

## ① 集団活動従事者の数

	常勤	非常勤					
	人数	実人数	常勤換算人数				
園長·施設長							
副園長							
保育士·幼稚園教諭等							
保育補助·補助教諭							
看護師·准看護師							
調理員·栄養士等							
その他職員							

- ※ 常勤換算人数とは、非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の1ヶ月あたりの勤務時間数
- ※ 職員一覧を作成し添付すること
- ※ 保育士・幼稚園教諭・看護師・准看護師の有資格者は、その資格を確認できる免許証や登録証の写しを添付すること
- ※ 子育て支援員研修終了者は、終了証の写しを添付すること

(7)施設・設備の現	兄		(	年5月1日現在)		※甲請日	が属する年度	•		
		有(の	ベ床面積	m²)						
		□ 耐火	〈建築物	□ 準而	火建築物	□ 耐火	□ 耐火建築物ではない			
建物の構造		詳しい構	造							
建物切構坦		□ 鉄骨	}造 □	鉄筋コンクリート造	□ 木造	Ì				
		□ れん	√瓦造 □	その他(		)				
		無								
	室名		集団 活動室	調理室	便所	その他	合計			
居室等の 設置状況		室数	室	室	室	室	0 室	]		
AX ( ) ( ) ( )		面積	m³							
					便器 個					
		有(	面積	m²)						
屋外遊戯場 (園庭·校庭)		無								
の状況		無い場合	の代替施設							
		□有	(具体的な場所	听:			)	□ 無		

## (8)非常災害に対する措置

非常災対する	{害に 計画		□ その 無	)他(内規等)	近の届出		年	月	_ 日)				
防災(避 等)記			実施 未実施	(実施回数		回/年)							
集団活動	室の場所		建物の1	階	建物の	2階	建物の3	階以上			集団活動	室なし	
建物が	<b>ジナごし \</b>		有										
場合の	)非常		(具体的	な内容									)
災害	付策		無										
1													
(9)健康管	「理·安全	確保	:										
登降園	時の		実施	(具体的な内容	容:							)	
健康			未実施										
	幼児		実施	(実施回数		回/年)		※他機関	での実施	拖、診	断書の提出	も回数に	含める
健康	刈児		未実施			_							
診断	<b>中</b>		実施	(実施回数		回/年)		※他機関	での実施	拖、診[	断書の提出	も回数に	含める
	職員		未実施			_							
	<b>~ +</b> -/πr		有										
保健室の	り 有無		無										
常備して	ている		有	(主な医薬品:	:							)	
医薬品			無										
安全管	<b></b> 管理		作成	(作成日	:							)	
マニュ			未作成										
衛生衛	<del></del>		作成	(作成日	:		 					)	
マニュ			未作成										
			加入										
			□ 賠償	賞責任保険	□ 傷	害保険	その他(						)
/ → H Å	r <del></del>		具体的な	<b>ネ</b> 補償内容									
保険力	加人		ſ									٦	
			未加入										

## (添付書類)

- 施設に関する事項
  - ・利用案内、パンフレット等(利用料がわかるものは当該年度分および過去3か年の計4年分)
  - ・申請年度における年間の活動計画
  - ・対象施設等基準適合審査申請書付表(現員の内訳書) ※ 年齢ごとに作成
- 職員配置
  - ·職員一覧
  - ・有資格者について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
  - ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設·設備
  - ・施設の平面図(消火器は〇印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
  - ・安全管理マニュアル、衛生管理マニュアル
  - ・保険会社との契約書類の写し

様

長岡京市長

長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 対象施設等決定通知書

年 月 日付けで申請がありました長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施 設等として決定しましたので、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活 動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象小学校就学前の子	月額 円/幼児1人
どもの月額基準額	
備考	

様

長岡京市長

## 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 基準適合審査申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申 請却下となりましたので、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事 業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

## 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

#### (宛先) 長岡京市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等が有する学齢簿の類、徴収金台帳等を長岡京市が閲覧及び調査すること。
- 2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために長岡京市が利用すること。
- 3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

#### 1. 申請者について記入してください。

	フリカ*ナ 氏名		申請子どもとの続柄
	生年月日	年 月 日	
保護者	現住所	〒 −	
	日中の連絡先(電話番	号) ※確実に連絡の取れる順に記入して下さい。	
	1	父携带·母携带 ②	父携帯・母携帯
		<ul><li>父勤務先・母勤務先</li><li>自宅・その他 ( ) )</li></ul>	父勤務先・母勤務先 自宅・その他 ( )

#### 2. 申請幼児について記入してください。

	フリカ゛ナ			_		-
申請	氏名		年 月 日	年	月	日
子ども	現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 -				

<sup>※</sup>対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

#### 3. 利用した施設等を記入してください。

フリカ゛ナ							
施設等名称							
施設等所在地	〒 –						
契約している利用料 ※3	□月額(	円)	□日額(	円)	□時間額(	円)	

#### 4. 支給申請額を記入してください。

支給申請	額 ((c) の合計)		<u>H</u> (	年	月~ 年	月分)	
対象月	対象施設等に支払っ た月額利用料 <b>a</b> ※2 ※3	月額基準額 <b>b</b> ※4	請求額 (a と b を比較し て小さい方) <b>c</b>	対象月	対象施設等に支払っ た月額利用料 <b>a</b> ※2 ※3	月額基準額 <b>b</b> ※4	請求額 (a と b を比較し て小さい方) <b>c</b>
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				1月			
8月				2月			
9月				3月			

- ※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類 (領収証等)を添付してください。※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定 (十円未満端数切捨て) して下さい。
- ※4 月額基準額は、長岡京市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

#### 5. 補助金の振込先を、以下に記載して下さい。

0 · IIII-74 TE -> TH-0C-> C - C - C - C - C - C - C - C - C -	H-1/1 - 1 - 0										
金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	立間(成)美) -					本店・支店	支店コード		
		信用組 · 展 · 展 · 版						出張所			
預金種別											
口座番号(7ケタ)											
口座名義人(カタカナ)											

※申請者と口座名義が異なる振込先(対象施設等は不可。)を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私 (申請者)	は、	上記口座名義人に給付金の受取を委任します。
		申請者氏名

<sup>※1</sup> 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未 満端数切捨て)し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

# 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業が象幼児の在籍名簿

※ 長岡京市に住所を有する対象幼児について記入してください。

施設等名

※ 名簿の順は、歳児クラス毎に幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

No.		歳児?	クラス		に幼児名(カナ)の 幼児	7名	幼児						幼児の花	主籍状況					
(X)	満3歳	3歳	4歳	5歳	氏名	カナ	生年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1						· - •													
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			ļ
11																			ļ
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			<u> </u>
17																			ļ
18																			-
19																			-
20 21																			-
21																			
22 23																			
24																			+
25																			<del>                                     </del>
26																			
27																			
28																			<del> </del>
29																			†
30																			<del> </del>

- 1) 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに〇印を記入してください。
- 2) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、〇印を記入してください。
- 3) 上記には、対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

様

長岡京市長

# 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給決定兼支払通知書

申請がありました長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金について、次のとおり支給することを決定しましたので、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名							
申請者(保護者)の住所							
申請小学校就学前の子							
どもの氏名					年	月	日生
及び生年月日							
支給対象月	月分		月分		月分	支給	額計
支給額	円		円		円		円
支払予定日		年	月	日			
備考							

第号年月日

様

長岡京市長

## 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給申請却下通知書

申請がありました長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金について、次の理由により申請却下となりましたので、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名							
申請者(保護者)の住所							
申請小学校就学前の子							
どもの氏名					年	月	日生
及び生年月日							
却下年月日		年	月	日			
却下の理由							
備考							

様

長岡京市長

## 長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 支給決定取消通知書

年 月 日付けで決定した長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の給付金の支給について、次の理由により取り消しましたので、長岡京市小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名							
申請者(保護者)の住所							
申請小学校就学前の子							
どもの氏名					年	月	日生
及び生年月日							
取消年月日		年	月	日			
取消の理由							
備考							